

## 修繕契約書（案）

- 1 件 名 直流電源装置用蓄電池取替修繕業務
- 2 履 行 期 間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 3 履 行 場 所 沖縄県農業研究センター エネルギー棟  
(沖縄県糸満市字真壁 820 番地)
- 4 契 約 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、金 \_\_\_\_\_ 円)  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第 28 第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 5 契 約 保 証 金 金 \_\_\_\_\_ 円  
(沖縄県財務規則第 101 条に基づき決定)

上記修繕業務について、発注者 沖縄県（以下「甲」という。）と受注者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 沖縄県糸満市字真壁 820 番地  
沖縄県農業研究センター  
所 長 名

受注者 〇〇〇〇

#### (総則)

**第1条** 発注者及び受注者は、この契約に基づき、別に定める仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲と乙は協議し定める。

3 受注者は、仕様書記載の修繕業務を頭書の履行期間内に完了し、目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (提出資料)

**第2条** 乙は、次の書類を作成し契約締結の日から 10 営業日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務履行体制表
- (4) 主任技術者届

#### (器材等費用)

**第3条** 修繕業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

#### (権利義務等の譲渡)

**第4条** 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (再委託の禁止)

**第5条** 乙は、契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (修繕業務の調査等)

**第6条** 甲は、必要がある場合は、乙に対して修繕業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

#### (履行期間の延長)

**第7条** 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、未済部分の契約代金の額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

#### (業務内容の変更)

**第8条** 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において契約金額又は履行期間その他この契約の規定等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

#### (検査及び引き渡し)

**第9条** 乙は、修繕業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び関係書類一式を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する書類等を受領したときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届け及び関係書類を提出して再検査を受けなければならない。

#### (契約代金の支払)

**第10条** 乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 甲の責めの帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

#### (契約不適合)

**第11条** 甲は、物件の引渡しを受けた後において、当該物件に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から 1 年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。
- 3 乙は、その不適合部分によって生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 前項の規定による賠償額については、甲乙協議して定める。

#### (契約の解除)

**第12条** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
  - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
  - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
  - (4) 本契約の締結又は履行について、不正の行為があると認められたとき。
  - (5) 前 4 号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づき本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
  - 3 乙は、第 1 項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求できないものとする。

#### (暴力団等の排除等)

**第13条** 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合

は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他契約に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### (損害賠償)

**第14条** 乙は、第12条又は第13条により甲が本契約を解除したとき、又は本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、本契約に定める業務の履行において、次の各号のいずれかの事項が生じたときは、責任をもって一切の処理、解決を行うものとし、これにかかる費用及び賠償は乙の負担とする。

- (1) 甲もしくは第三者に損害を及ぼしたとき。
- (2) 乙の過失又は怠業により、甲の施設機器類に損害を及ぼしたとき。
- (3) 乙の従業員または関係者が死傷したとき。

#### (契約保証金)・・・**契約保証金を免除しない場合**

**第15条** 乙は、本契約の締結と同時に契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、前条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、第9条の検査完了後、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

#### (契約不能の場合の処理)

**第16条** 乙は、天災その他の不可抗力により、その責めに帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、契約代金の支払いを免れるものとする。

#### (契約の費用)

**第17条** 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

#### (管轄裁判所)

**第18条** 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

**第 19 条** 本契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。